慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	文の分析性について：生成文法意味理論に基づく解釈をめぐって
Sub Title	An interpretation of analyticity of sentences on the basis of the semantic theory of generative grammar
Author	西山, 佑司(Nishiyama, Yuji)
Publisher	三田哲學會
Publication year	1969
Jtitle	哲學 No.54 (1969. 11) ,p.43- 80
JaLC DOI	
Abstract	It is well known that modern philosophical controversies on analyticity originate in Kant's argumentation. For Kant, "analytic" was meant "true by virtue of vacuous predication." However, many philosophers since Kant have misleadingly identifyed this term with "(formal) logical truth," "a priori," "necessary truth," "linguistic truth," or "truth by virtue of meaning alone" and so forth. I have a feeling that such an identification has blurred the real issue on analyticity. Quite recently, J. J. Katz, J. A. Fodor and P. M. Postal have developed a semantic theory of natural language within the framework of N. Chomsky's generative grammar. Especially, Katz defined the term "analytic sentence" as one of the semantic properties and and relations within the framework of that semantic theory. In this paper, I discuss, first, in what respects Katz's definition is significant in comparison with such techniques as R. Carnap and other logical positivists have proposed. Second, I examine whether or not Katz's definition can be expected to surmount Quine's skepticism that the analytic-synthetic dichotomy is no more than dogma. Third, I discuss to what extent Katz's definition can refute the arguments of the so-called "gradualism" which has been supported by N. Goodman, M. White and many other analytic philosophers of today. I make it clear in this paper that Katz is successful in his definition of analyticity to a considerable extent, though he has some difficulties in it.
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000054-0043

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

文の分析性について

——生成文法意味理論に基づく解釈をめぐって——

西　山　佑　司

はじめに

哲学の領域において「分析性——綜合性」の問題がとりあげられる時には，単にそれだけが孤立して論ぜられることはむしろ稀であり，「必然的真と蓋然的（偶然的）真」「アプリオリな知識とアポステリオリな知識」「形式的命題と経験的命題」等の二分に関る問題，更には Kant に発する「アプリオリな綜合判断」の可能性をめぐる問題等と密接に結びついて論ぜられるのが常であった．一部そのためであろうか，この種の問題をめぐる従来の扱いでは，「分析的——綜合的」「アプリオリ——アポステリオリ」「必然的——偶然的」の三つの対概念が（それら対概念間の互いの関りあいを論じる以前にすでに）しばしば混同されたままで受けとられてきたように思われる．私は，J. F. Staal や W. Kneale にならって[(1)]，元来「分析的——綜合的」の区別は純粋に意味論の領域に属するが，「アプリオリ——アポステリオリ」の区別は認識論の領域に属し，「必然的——偶然的」の区別は一応形而上学の領域に属する各々別の次元の問題である，と言うことができるのではないかと思う．これら対概念の混乱は，単に論理実証主義者 Ayer の示した次のような定義「命題は（中略）その有効性が経験の事実によって決定される時，綜合的である[(2)]」に露呈されているばかりでなく，論理実証主義を批判する Quine の次のようなフレーズ「綜合的な言明つまり経験と偶然的にかかわっているもの，と分析的な言明つまりどんな事態においても成り立つもの，との間に境界を引こうとする試みは，ば

かげたことになろう……」[3]（傍点引用者）にも典型的に現われている，と言わざるを得ない．

もちろんこれら三つの対概念の間に密接な関りあいが存在し，その関りあいを明確にすることが哲学的にも興味深い重要な問題であることは言うまでもない．しかし上述の如き混乱を避けるためにも，また，それら三つの対概念をめぐる互いの関りあいを論じる重要な前提として，「分析的——綜合的」という専ら意味論上の問題を他の対概念から一応切り離して論じ，整理しておくことが是非とも必要であろう．従来の意味論ではこの点の自覚もあまりなされていなかったように思われる．

この小論の目的は，N. Chomsky を中心に開発された言語理論（変形生成文法理論）の枠組みの中で，J. J. Katz, J. A. Fodor, P. M. Postal 等によって近年展開されつつある新しい意味理論——生成文法意味理論 Semantic Theory of Generative Grammar[4]（以下 'STGG' と略記）——における分析性の規定に着目し，その要点を明らかにすると同時に，その規定が従来の「分析性」に対する扱いと本質的にどこが相違しているか，その規定に内在せる諸問題は何か，等を論じることにある．従って「分析性」をめぐる従来の扱いとの比較検討を通して，間接的には「必然性」や「アプリオリ」の問題に触れることもあろうが，「必然的命題一般のもつ必然性の根拠は何か」，「アプリオリな綜合判断の可能性はどうか」といった問題を直接論じることが小論の目的ではない．

そこで小論の構成は以下のようになる．まず順序として，STGG の要点をごく簡単に述べ，その枠組み内で提出された Katz による分析性の定義を整理して紹介し，若干のコメントをつけ加える〔1〕．次に，「分析性」の問題にとりわけ強い関心を示した論理実証主義の立場を，その中でも終始意欲的にとりくんできた R. Carnap に代表させて，Katz 流の扱いと比較しながら検討する〔2〕．次に，Carnap を批判して「分析的——綜合的」の二分そのものを根底から懐疑し，この問題に対する活発な議論を呼び起

したW. V. O. Quineの考え方の妥当性を問題にする〔3〕. 次いで, Quine流の思想に強く影響されたと思われるいわゆる連続主義の考え方に潜む問題点をSTGGにおける扱いと比較しながら検討し, よってSTGGのもつ特徴, 意義をより浮彫りにする〔4〕. 最後に, Katzによって提示された「分析性」の規定自体に内在せる不十分点, 難点, 未解決点をいくつか指摘する(5)〔5〕.

註 (1) J. F. Staal, "Analyticity," *Foundations of Langu*age II No. 1 (1966), p. 69 参照.

(2) エイヤー. 吉田夏彦訳『言語・真理・論理』岩波書店 1955年 p. 82.

(3) W. V. O. Quine, "Two Dogmas of Empiricism" *The Philosophical Review* LX (1951); reprinted in *From a Logical Point of View* (New York: Harper & Row, 1961) p. 43〔以下"Two Dogmas"と略記〕.

(4) その初期の理論は J. J. Katz & J. A. Fodor, "The Structure of a Semantic Theory" *Language* XXXIX (1963) pp. 170–210, reprinted in *The Structure of Language: Readings in the Philosophy of Language*, ed. J. A. Foder & J. A. Katz (Englwood Cliffs: Prentice Hall, 1964), pp. 479–518 や J. J. Katz & P. M. Postal, *An Integrated Theory of Linguistic Descriptions* (Cambridge: M. I. T. Press, 1964) において示されたが, J. J. Katz, *The Philosophy of Language* (New York: Harper & Row, 1966) Ch. 4, 5 や J. J. Katz, "Recent Issues in Semantic Theory" *Foundations of Language* III (1967) pp. 124–194 において部分的に修正され今日に至っている. きわめて歴史が浅い理論であるだけに, 今後の研究によっては大きく修正される可能性もある。

(5) 小論の性格上, 分析性の問題に直接関係のない, 現行の STGG 固有の難点については一切触れなかった.

1

STGG の本質は, それがそれだけで孤立した原理体系として提示されているのではなくて, 一般言語理論である生成文法理論の中に統合された部分として提示されている(1), という点に在る. 言語理論を構成する三つの

理論，構文理論，意味理論，音形理論は各々，言語記述の三部門，構文部門，意味部門，音形部門と対応している．構文部門は，「文の構造記述」と呼ばれる抽象的形式対象の無限集合をリカーシブに生成する規則体系である．生成された抽象的形式対象が，音形部門と意味部門に対する input となる．つまり，音形部門は，構文部門によって生成された形式対象各々の有する音形を規定する規則体系であるのに対し，意味部門はそれらの意味論的解釈を規定する規則体系なのである．従って音形部門と意味部門には純粋に解釈する機能しか与えられていない．構文部門で生成された文の構造記述は Phrase markers（以下 P-marker と略記）の集合から成るが，それらは，文の深層構造を記述する基底 P-marker と文の表層構造を記述する表層 P-marker とから成立している[2]．そして意味部門に対する input となるのは主としてこの深層構造である[3]．STGG はこのような意味部門のモデルという形式をとっているのである．このモデルは，話し手が無限に多くの新しい文の意味を解釈する能力 (competence) を説明する仮説として提起されているわけである．このモデルによって，(意味論レベルでの) 組織上，形式上，実質上の普遍的特性が明示されねばならぬ．組織上の普遍的特性として，例えば，意味部門は〈辞書〉と〈投影規則〉の一セットから成立している事，〈辞書〉は〈辞書項目〉と，その各項目ごとに意義を表示する〈lexical reading〉を含んでいる事，〈lexical reading〉は〈semantic marker〉〈distinguisher〉〈selection restriction〉から形成されている事，〈辞書〉からの情報を基にして基底 P-marker の最下位構成素にあてがわれた lexical readings を投影規則によって組み合わせることによって上位の構成素の意義表示を〈derived reading〉として得る事，等が明示されている[4]．一方形式上の普遍的特性としては，例えば〈投影規則〉や〈意味余剰規則[5]〉の如き「意味論規則」に課せられる形式上の制約が明示されている．そして，実質上の普遍的特性は「文の意味論的解釈」なる観念を究極的には規定するのであるが，そのためには「意味論的に解

釈された基底 P-marker」なる観念の定義のみならず〈semantic marker〉の如き意味理論上のアルファベットの実質的規定，更には「意味論的変則性」「多義性」「同義性」「言い換え」等の如き〈意味論的性質や関係〉の実質的規定をも内に含む必要がある．これらの具体的規定が如何なるものかについて，ここで立入る余裕はない[6]．ただ注意すべき大切な点は，我々が以下問題にしようとしている「STGG における分析性の規定」は上述した実質上の普遍的特性の中に（〈意味論的性質や関係〉の subclass として）位置づけられているのだ，という点である．

Katz は「分析文」を次のように定義した．

(KDA[7]) 'S' はコプラ平叙文，'R_1' は S の主語に対する semantic reading 'R_2' は S の述語に対する semantic reading，'R_{12}' は R_1 と R_2 の結合によって出来た文 S 全体に対する semantic reading を各々表わすとする．

（I） S が一つの reading R_{12} に関して分析的であるのは，次の三つが成立する時，そしてその時に限る．

i) R_2 におけるあらゆる non-complex semantic marker は R_1 にも現われる事．

ii) R_2 における任意の complex semantic marker $((M_1)\cup(M_2)\cup\cdots\cdots\cup(M_n))$ に対して，R_1 に M_i が現れる事〔但し $1\leq i\leq n$〕

iii) R_1 はいかなる反意的 semantic marker をも含んでいない事．

（II） S が完全に分析的であるのは，S にあてがわれた reading R_{ij} 各々に関して S が分析的である時，そしてその時に限る．

この定義に関して少しコメントをしておこう．何よりもまず，注意すべきは，この定義は意味論的に解釈された基底 P-marker に対する純粋に形式的条件でもって定式化されている，という点である．この定義に登場する「主語」「述語」という概念は構文部門においてすでにその形式的規定を与えられているのである．（周知のように伝統文法では「主語――述語」

という概念が基本的なものとされながら，それらに対する明確な定義がなされていなかったが，Chomsky はそれらの文法機能を基底 P-marker の中の節点の支配関係で定義した[8]．この定義は純粋に形式的なものであり，文法が与えられさえすれば，その文法によって生成された任意の文の「主語――述語」が意味とか直観とか存在論的考慮等に頼ることなしに機械的に規定され得るのである．）なお，ここでは省略したが KDA（I）iii) に登場する「反意的」なる概念についてもすでに厳密な定義が Katz によって与えられている[9]．iii) の条件を付加した理由は，この条件が満たされないと主語の意味が両立しない概念を含むことになるので，分析的か否かを言及すること自体が無意味になるからである．(Katz はそのような文を「真偽決定不能文」として別に定義している[10]．）なお，上の KDA はコプラ平叙文に限るものであったが，非コプラ文や条件文の分析性についても KDA を応用することによって同様の定義が与えられることを Katz は別に示している[11]．

さて，KDA に関して更に我々が注意すべきは次の点である．つまり，この定義はあくまで Kant が本来意図していた「分析性」の観念――つまり主語の概念がすでに述語の概念を含んでいる判断は，ただすでに含まれている述語を繰返すのみである故，その真はトリヴィアルであり，従って必然的である――を現代意味論の立場から再構成せんとしたものであって，論理実証主義以来この術語に付された様々な観念，つまり，「論理的真」とか「論理的必然性」とか「あらゆる可能な世界・可能な事態において成り立つ事」，更には「必然性一般」といった観念――これらの観念自体きわめて曖昧であるが――を規定しようとしているのでもなければ，「言語的真一般（つまり言語外の事実に依存せず言語の意味だけによって真）」なる観念を KDA が規定せんとしているのでもない．もちろん KDA によって「分析的」とマークされた命題〔即ち Kant が本来的に意図した分析判断〕は，言語的真なる命題でもあり，また，（‘必然性’のある意味で

は）必然的命題にもなっているであろう．しかしそれはあくまで「定義的に保証された正しい述語による限りでの言語的真」なのであって「言語的真一般」の部分集合でしかないし，ましてや「必然的命題」のすべてをおおうものではあり得ない．ちなみに Katz は「分析的」ではないが「言語的真」になっているものの例として「メタ言語的真」を挙げその定義を与えている(12)．Kant にとって「分析性」というこの術語は「主語――述語」という内的構造に強くかかわっていたことは言うまでもない．つまり，文が表現している判断は主語と述語から合成されている，というまさにその事が述語の概念を主語に帰せしめるのであり，従ってその判断が真であるか否かの問は，述語の概念の主語への帰属が正しいか否かの問となるのである．そしてこの帰属の正しさは，述語の概念が主語の概念の中にすでに含まれているかどうかを，主語概念を通して考えることによって決定できるだろう――これが Kant の考え方であった(13)．このような Kant 本来の意図を規準にする限り，「分析性」に対する論理実証主義以降の解釈は，(たとえ「分析――綜合」の二分に賛成する立場であれ反対する立場であれ) Kant 本来の「分析性」を「言語的真一般」「形式的真一般」更には「必然性一般」にまで著しく拡張してしまった，と言わざるを得ない．この問題をめぐる従来の扱いにおける混乱の原因の一部はまさにここに在るとも言えよう．もちろん私は何も拡張解釈したが故に悪い，と主張しているのではない．拡張解釈すること自体は自由である．しかし問題は，そのように拡張解釈された「分析性」の規定が果してどれ程の成功をおさめたか，そのような規定をしようにもそもそも拡張解釈そのものがきわめて曖昧ではなかったか，という点に在る．更に問題は，拡張解釈した結果，以前と質的に異なれる要因が入り込んでいるにもかかわらず，彼らにそのことの自覚がなくて，しばしば，拡張解釈された次元での「分析性――綜合性」に関する議論をそのまま Kant 本来の「分析性――綜合性」の問題にまでとかく移行させようとする点に在る．しかし例えば，拡張解釈された

「分析性——綜合性」の区別が引けないということが仮に判明したとしても，そのことは Kant の意図した「分析性——綜合性」の峻別に対する反駁にならない筈である．それでいて

(1) Bachelors are unmarried.

の如き，単純定義による分析文つまりまさに Kant が意図した分析文がつねに論争の対象になっているのである．しかもこの種のタイプの文についてすら，「分析——綜合」の区別ができるのかできないのか，できるとしたら如何に規定するのか，という点に関して従来の取扱いは果して明確に答えてくれたであろうか．これらについて，次節以下で，上述の Katz の規定と比較しながら検討していこう．

なお，論理実証主義以降，分析性の問題は，しばしば同義性の問題と一緒に論じられてきた，と言っても過言ではなかろう．そこで以下の議論に備えるために，ここで Katz による「同義性」の定義をも示しておこう．

(KDS)[14] 'C_1', 'C_2', は文 S の基底 P-marker における任意の構成素とする．

(I) C_1 が C_2 と同義的であるのは，C_1 にあてがわれた readings の集合と C_2 にあてがわれた readings の集合が少くとも 1 個のメンバーを共有している時，そしてその時に限る．

(II) C_1 と C_2 が完全に同義的であるのは，C_1 にあてがわれた readings の集合と C_2 にあてがわれた readings の集合が同一である時，そしてその時に限る．

註 (1) 生成文法理論についてはすでに多くの論文・書物が公刊されており，また私自身この理論の背景，基本的な考え方，その目指す方向といったものについて触れたことがある〔拙稿「文法，意味，論理の接点」『哲学』52 集 1968 年参照〕ので，小論ではそれらについての詳述を一切回避する．以下の記述は，言語理論における STGG の地位を明らかにするために，Chomsky の *Aspects of the Theory of Syntax* (Cambridge:

M. I. I. Press, 1965) 等で採用されている枠組みをごく簡略化して述べたものである.

(2) ただし，厳密には，ある文の構文論的構造というものは単に深層と表層という二つの構造だけから成るのではなくて，両者の中間段階に生ずるすべての構造全体から成るのである．つまり特定の順序で並べた複数個の P-markers の集合が一つの文の構造なのである．しかも隣り合っている二つの P-markers の間には非常に強い制限が課せられており，その制限が〈変形規則〉なのである.

(3) 「文の意味解釈は，深層構造によってのみ決定される」つまり「いかなる変形も意味を変えない」というテーゼは，Katz and Postal (1964) *op. cit.* によって主張され Chomsky (1965) *op. cit.* によって明確な形が与えられたわけだが，最近では「表層構造も意味解釈に寄与する」と考えねばならぬ面が多く指摘されつつある．この点に関しては，Chomsky, "Deep Structure, Surface Structure and Semantic Interpretation" Mimeographed (1968), S.-Y. Kuroda, *Generative Grammatical Studies in the Japanese Language*, M. I. T. Dissertation (1965), 斎藤興雄「代名詞および否定表現の意味解釈的扱い」『英語教育』XVIII No. 3, 1969年6月，神尾昭雄「同一性条件における意味の問題」『英語学』第1号，開拓社 1969年 pp. 7–25, 原口庄輔「変形規則と意味情報」同上書 pp. 27–38 等を参照．ただし，小論で扱う STGG ではこの点の考慮を一応無視する.

(4) これについてさらに詳しくは Katz and Fodor, "The Structure of a Semantic Theory" (1963) *op. cit.*, Katz and Postal, *An Integrated Theory of Linguistic Descriptions* (1964), *op. cit.*, ch. 4, Katz, "Recent Issues in Semantic Theory" (1967), *op. cit.*, 等を参照のこと.

(5) これは初期の STGG には設定されていなかったものである．Katz (1966) *op. cit.*, pp. 230ff., Katz (1967), *op. cit.*, p. 165 参照.

(6) これらの具体的な定義については，Katz and Fodor (1963) *op. cit.*, pp. 503–504, Katz, and Postal (1964) *op. cit.*, pp. 26–27, Katz (1966) *op. cit.*, p. 171, Katz (1967) *op. cit.*, p. 130–131 等を参照.

(7) Katz (1966) *op. cit.*, p. 194 (D7) (D8), Katz "Analyticity and Contradiction in Natural Language," in J. A. Fodor and J. J. Katz, eds., *The Structure of Language: Readings in the Philosophy of Language* (Englewood Cliffs, N. J.: Prentice-Hall, 1964), p. 531 (D6)

をも参照.

(8) Chomsky (1965) *op. cit.*, p. 68ff 参照.

(9) Katz (1964) *op. cit.*, p. 532, Katz (1966) *op.cit.*, pp. 196-197. ただしそこでは,「(あらゆる) semantic marker が反意的組に分類される」という仮定を立てているがこれには問題が残る.

(10) Katz (1966) *op. cit.*, p. 211 参照.

(11) *Ibid.*, p. 206. pp. 209ff., 参照. ただしこれらの定義は多くの難点を含んでいるように思われる. その一部については小論 5 でも触れる.

(12) 例えば‘“Spinsters are males” is contradictory.’が意味論的に真であるのは, この文全体が分析的であるからではない. Katz (1966) *op. cit.*, p. 222 参照.

(13) もちろん, このような Kant の考え方における基本的な術語,「主語」「述語」「概念」「含まれる」「概念を通して考える」がきわめて曖昧な比喩的表現でしかない, とする後の Kant 批判は正当である. それに反して STGG に基いている KDA では, そのような曖昧な語は用いておらず, 言語理論上の形式的要素にすべておきかえられている点に注意.

(14) Katz (1966) *op. cit.*, p. 17 (D4) (D5) なお Katz (1967) *op. cit.*, p. 222 をも参照.

2.

論理実証主義者 Carnap は, Tarski の影響がきわめて濃厚な著書 *Introduction to Semantics*[(1)] の中で「L—真 (分析的)」という意味論上の術語を一般的に定義する可能ないくつかの方法を提案した[(2)]. その中でもっとも完全な方法として詳論されたのが「状態記述 (state description)」の概念によるものであった. しかしこの考えは Quine の有名な論文 “Two Dogmas of Empiricism” (以下 “Two Dogmas” と略記) の中で「状態記述による分析性の規準は‘bachelor’や‘unmarried man’の如き論理外的 (extralogical) 同義語の対を欠いた言語についてしか有効でない[(3)]」と正当にも批判されたことは周知の通りである. そこで Carnap は「意味公準 (meaning postulate)」なる device を持ち込む新しい意味論の方法を提示することによって Quine によって指摘された難点を回避せんとし

た[4]．彼はこの方法を用いることによってこそ，「分析性」はもちろん「同義性」「有意味性」の概念をも説明できる，と確信していたようである．彼の近著 *Philosophical Foundations of Physics* においても意味公準の考え方は，その名前を「A—公準 (analyticity postulate)」と変えただけでまったくそのまま保持されている[5]ので，彼の確信は現在でも変わっていないように思われる．また，日本の分析哲学者の中にも意味公準の方法を強く支持し，これによって Quine の "Two Dogmas" の主張は斥けられた，との見解をとる人もいる[6]．しかし結論的に言えば，Carnap 流の意味公準の方法は Quine の批判を少しも免れていないし，従って分析性の概念を説明するのに妥当なものとは言い得ないように思われる．

Carnap の提出した意味公準なるものは，言語 L の語彙中の記述的記号間の意味関係についての規約であった．たしかにこのような規約の導入は「自然言語における推論表示は，その推論の妥当性が依存している語の記述的意味まで考慮できるように形式化されていねばならぬ」ということを意識している点で，以前の Carnap の扱いよりも一歩前進はしている．なるほど意味公準を用いる方法によってその言語の分析文のみならず，同義的な表現，矛盾的表現等をも，規約のリストに帰すことによって与えることができよう．つまりこのような規約の限りにおいては，言語におけるどの構成概念がしかじかの意味論的性質を持ち，どれとどれとがしかじかの意味論的関係に在るか，等を指定する客観的手順が一応存在するわけである．しかしながらここに大きな難点が在る．それは，意味公準によって見い出された規約は余りに恣意的で，そのような device が導入されてきた元来の要求を何ら満足し得ない，という点である．そして興味深いことにかかる恣意性は，「〔どの公準を立てるべきかは〕知識の問題ではなく，決断の問題だ．(中略) 言語体系を構築する人々は，世界の事実についての彼らの信念によってではなくて，意味に関する彼らの意志 (中略) によって導かれるのであって，彼らは自由に公準を選ぶことができるのである[7]」

(傍点引用者) という Carnap の言葉からも明らかなように彼自ら積極的に認めているところのものなのである．しかしこのような Carnap の寛容な態度は，Katz の言葉を借りれば，「単に哲学に対する Carnap 個人のリベラルな態度から出てきたというよりもむしろ意味公準という概念の空虚さから出てきた[8]」ものと言うべきであろう．

Quine が "Two Dogmas" で示した，Carnap 流の意味論規則に対する批判[9]は結局次の二点に要約され得よう．

〔1〕 Carnap 流の device は，しかじかの文に「分析的」というレッテルが貼られるという事を我々に教えてくれる．がそのようなレッテルによって何がそれらの文に帰されているかについては教えてくれない．従って「分析的」というレッテルは空虚なものでしかない．

〔2〕 元来定義されるべき概念は，言明 S と言語 L に対して「L にとって S が分析的」という一般概念であらねばならないのに Carnap の device はこの要求を満たしていない．

この二点からなされた批判[10]が実はそのまま意味公準を用いる device についてもあてはまるのである．つまり特定言語のある文が「分析的」として識別されるのはそれが「意味公準」のリストにのっている文に従ってL—真になる時そしてその時に限るのであったが，「意味公準」のリストにのるための資格について何ら制約もしくは規準を与えていないのであるから，このような「分析性」の説明が空虚であることは言うまでもない．つまり「ある文が分析的になるような意味公準を設定するならば，その文は分析的である」ということ以上何も語っていないのである．また意味公準による分析性の規定が一般性を欠いた定義であることも明らかであろう．

それに反して KDA の方は，上の批判点〔1〕〔2〕のいずれをも免れている点に注意しよう．まず KDA が〔1〕を免れていることはきわめて明らかであろう．何故なら，既述の如く KDA は，Kant が本来意図してい

た「分析性」即ち「定義的に保証された正しい述語付け，換言すれば述語することの空虚さによる意味論的真」という特性をこのレッテルに帰しているのであるから．従って KDA における「分析的」というレッテルは Carnap の如く空虚なものではない．次に，Quine による Carnap 批判点〔2〕も KDA には少しも影響しない．何故なら KDA で示されている如く，「分析性」という意味論的性質は一般言語理論内部で規定される形式をとっているから．つまり KDA の定義項 (definiens) には「基底 P-marker」「意味解釈」「semantic marker」「reading」「……の主語」「……の述語」の如き一般言語理論上の術語（及び集合論からのいくつかの術語）しか含まれていない．従って KDA 自体は日本語とか英語とかいうどんな特定言語にも制限されていず，あらゆる言語が共通に有しているものに関する仮説の地位に在るのである[11]．ここから KDA は変項 'L' に対して定義されているのである．その上，KDA で具体的に示されているように，「分析的」という概念は，任意の文について（それが分析的であるために）それの意味解釈された基底 P-marker が満たされねばならぬ形式的条件によって規定されていたが故に変項 'S' に対して定義されていることも明らかである．かくして KDA は「L にとって S が分析的」を定義することに成功しているのである．もちろんある与えられた自然言語における特定の文の有する「分析性」を予測せんがためにはその特定文に対して意味解釈された基底 P-marker に KDA が適用されねばならないことは言うまでもない[12]．しかし KDA 自体はあくまで一般的な定義であるが故に，どんなに異なれる言語に対する分析性を予測する場合にもその同じ定義 KDA が使用され得ることを強調しておこう．実はこのことは別に「分析性」の定義に限らず，他の意味論的性質や関係——例えば「意味論的変則性」「同義性」「多義性」「含意」——の定義についてもそれらが STGG に基づいている限り事情は全く同じなのである[13]．

さて，Quine は触れていないが，STGG の立場から Carnap 流の意味

公準を用いる device に対して更にもう一つの批判をつけ加えておきたい．それは，そのような device がきわめてアドホックなものでしかない，という点である．元来，人間言語の意味論的性質や関係と称せられているものには「分析性」「矛盾性」「綜合性」「含意」といったいわゆる論理的推論に直接関係せる概念ばかりでなく「有意味性」「意味論的変則性」「多義性」「同義性」「言い換え」「意味論的類似性」「前提」更には「問に対する可能な答」「言語的に（すでに）答えられている問」等々，人間の意味論的解釈能力（semantic competence）を表わすあらゆる側面が属しているのである．そして大切なことに，これら異なれる諸々の意味論的概念はそれにもかかわらず決してバラバラではなく互いに網の目の如く有機的に関係し合っているのである．適切なる意味理論には，このような人間の意味論的解釈能力を表わすあらゆる側面をそれら互いの密接なつながりをも含めて統一的に（しかもできるだけ簡潔に）予測できることが要求されている．ところが，意味公準を用いる Carnap 流の device は，これら意味論的諸概念のうちの特殊な場合——「分析的」とか「含意」の如きいわゆる論理的推論に直接関わる概念だけ——を取扱う基礎を与えようとしているにすぎないが故に，アドホックなのである[14]．それに反して STGG では「分析性」を多くの意味論的諸概念のひとつとして扱っており，しかもその規定は他の意味論的諸概念に対する規定と同じ基礎の上になされているのである．かかる観点からも Carnap 流の意味論に対する STGG の優位性は否定できないであろう．

註（1） R. Carnap, *Introduction to Semantics* (Cambridge, Mass, 1942)

（2） *Ibid.*, pp. 85-88.

（3） Quine, "Two Dogmas" *op. cit.*, p. 23.

（4） R. Carnap, "Meaning Postulate" *The Philosophical Studies* III (1952); reprinted in *Meaning and Necessity* II ed. (Chicago: U.C.P. 1956)

(5) R. Carnap, *Philosophical Foundations of Physics* (New York: Basic Books, 1968) Chap. 27 参照.

(6) 例えば，永井成男『分析哲学——言語分析の論理的基礎』弘文堂，1959年では一貫してこの立場が保持されている．とくに同書 pp. 93–98 を参照．

(7) Carnap, "Meaning Postulate" *op. cit.*, p. 225.

(8) Katz, *The Philosophy of Language* (1966), *op. cit.*, p. 53.

(9) Quine, "Two Dogmas" *op. cit.*, pp. 32–36.

(10) Katz は，Quine による〔1〕の点からの Carnap 批判を 'explanation criticism,' 〔2〕の点からの Carnap 批判を 'generality criticism' と呼んでいる．Katz, "Some Remarks on Quine on Analyticity." *The Journal of Philosophy* LXIV No. 2. (Feb. 1967), p. 44. 参照.

(11) Katz, "Some Remarks....." (1967) *ibid.*, p. 44ff. Katz, "Comments and Criticism" *The Journal of Philosophy* LXV No. 2 (Jun. 1968), p. 31–32. 参照.

(12) Katz, "Comments and Criticism" (1968) *op. cit.*, p. 31 参照.

(13) つまり，ここでは触れなかったが，Katz が「意味論的変則性」や「多義性」「同義性」等について示した定義は「L において S は意味論的に変則的」「L において S は多義的」「L において（構成素）C_1 と C_2 は同義的」を各々定義することに成功しているわけである．

(14) この点について詳しくは Katz, "Some Remarks....." (1967) *op. cit.*, p. 43ff. 参照.

3.

前節で Quine の Carnap 批判が正当であることを述べたが，"Two Dogmas" における Quine の見解には全く問題がないであろうか．少くとも結論において Katz 流の見解とかなり異なっているように思われる．本節では分析性の問題の扱い方に焦点をしぼって両者を比較検討してみよう．

Quine が "Two Dogmas" において「論理的真 (logical truth)」という術語を厳密には如何なるものとして使用し，かつそれと「分析性」との関係をどのように捉えていたか，は必ずしも明瞭ではない．しかし "Two

Dogmas" の冒頭で Quine は,

(2) No unmarried man is married.

(3) No bachelor is married.

で代表される二種の（いわゆる）分析的言明を区別し，前者については，この言明の論理的不変詞以外の任意の要素について，それの如何なる解釈の下でも真である故「論理的真」と呼んでいることは事実である[1]．そして Quine の専らの関心が，第II種の分析的言明〔つまり (3) のタイプの文〕を論理的真に還元し得る客観的手順が存在するかどうか，という点に在り，これに否定的に答えることを通して分析性一般の問題を論じていることも明らかである．例えば (3) は 'unmarried man' をそれと同義語である 'bachelor' の代わりに置き換えることによって (2) に変わり得るが，その場合の「同義性」なる概念は「分析性」に劣らず曖昧なのである，と Quine は説く[2]．この事自体は後で検討することにして，当面我々が何よりも注意すべきは，Quine 自身，第I種言明についてはその分析性を承認していたであろうという点，及びその承認の根拠は恐らくそれが「形式論理的真なる命題の代入選例」であったからであろう，という点である[3]．

しかしながらここに重大な問題が在る．Katz は次のような興味深い事を指摘した[4]．Quine が (3) のタイプの文を同義性——もちろん Quine はこの「同義性」なる概念が曖昧であることを論じているのであるが，今はそれが問題ではない——を媒介にして論理的真に還元する，と言う時，Quine は単に同義性の概念と純粋の形式論理学における '真' の観念だけを前提にしているのではなく，無意識のうちにすでに英語の意味論的知識をも前提にしている筈である．なるほど (3) の 'bachelor' を 'unmarried man' に置き換えてやれば (2) になり，これは明らかに妥当な記号論理式

(4) $(x)\,(\sim MRx \cdot Mx \supset \sim MRx)$[5]

で書け，従って (2) は論理的真だ，と言えそうである．しかし問題は，文 (2) を論理式 (4) に翻訳し得る根拠がどこに在るか，という点である．文

(2) に現われている‘unmarried man’と‘married’とは，純粋に形式的には‘dintinct term という以上の何ものでもないのであって，両者の間に「反意関係 (antonymous)」が在るという英語の意味論的知識を先取しない限り (4) 式の如く翻訳することはできなかった筈である．もっとも，「文 (2) を (4) 式に翻訳したのは，英語の意味論的知識に頼ったわけではなく，‘married’という共通部分に注目して文字づらだけから判断した全く機械的な操作なのだ」という反論があるかもしれぬ．しかしこれもあたらない．何故なら

(5)　Heathens converted to Christianity are heathens.[6]

について，英語の意味を考慮せずに文字づらだけを見て論理式に翻訳したなら

(6)　$(x)\,(Hx\ \&\ Cx \supset Hx)$[7]

となってしまい，文 (5) を論理的真，従って第 I 種の分析的言明と規定せざるを得ないであろう．ちなみに文 (5) は英語の意味論的直観からすれば当然「矛盾文」であろう．

Katz による以上の如き指摘はもちろん Quine による Carnap 批判を無効にしてしまうわけでは決ってない．ただ我々がここで注意すべきは，批判する側の Quine も批判される側の Carnap も共に純粋の (形式) 論理的真ではなくて，いわば英語の論理的真を (つまり英語の意味論を) 無意識のうちに前提していたが故に，共通の前提による特殊化された枠組み内で批判がなされたという事，そしてその批判はその限りで一応正当なものであったという事である．従ってもし Quine がこの暗黙の前提の持つ難点に気付いていたならば Carnap の論点を一層根源的な点で批判することもできた筈である．

さて，分析性をめぐる従来の議論が，(たとえ分析-綜合の区別を肯定する立場にせよ，否定する立場にせよ) 第 I 種言明についてはその分析性を

当然のこととして殆んど問題にせず専ら第II種言明にのみ集中して論じてきた，という事実の背景には「第I種分析性＝形式論理的真」とする安易な考え方が潜んでいたように思われる．そしてこのような考え方を背後から強く支えていると予想されるものは，まず第一に「『(形式) 論理的真』とはその命題の特定意味内容にかかわらず『恒に真』である故，それはその内容と無縁に真，内容的には何も語らない真理，経験的には空虚な真理なのであり，これこそ Kant が分析判断にあてがった性格に他ならない．何故ならそれは，『分析判断とは知識を拡張しない判断である』という Kant の説明と合致するから.」という見解であり，第二に「自然言語の文というものは，量化論理式の代入選例 (substitution instance) に直接翻訳され得るのだ」とするいわゆる外延主義的見解 (extensionalist view) であろう．しかしこれらどちらの見解も我々は受け容れることができない．まず第一の見解について言えば，「分析的」という言葉は Kant においてあくまで「その真が定義的に保証された述語付けから出てくる判断」についてのみ言われたものであって形式論理的真や形式論理的必然性について言及したものではなかった筈である．プロレゴーメナにおける「判断がいかなる起源を有つにせよ，乃至その論理的形式がどうなっているにせよ，しかも内容から見た判断の区別がある．〔それが分析判断と綜合判断の区別である〕[8]」(傍点引用者) という言葉からも明らかなように，Kant にとって分析—綜合の区別は心理的なものでないばかりか，決して形式論理的なものでもないのであって，あくまで内容から見た区別なのである．内容とは概念の内容ということであり，現代流に解釈すれば意味内容ということになろう．また，「知識を拡張しない……」は分析判断の有つ性質ではあっても分析判断の定義ではない，という点に注意しよう．要するに Kant が本来意図した「分析性」なる観念は，「(形式) 論理的真」と本質的に無縁である．それは現代の立場から言えば自然言語に内在せる純粋に意味論的特性の問題であり，元来，形式論理学的必然性とは独立に規定さ

れるべき性質の問題である．第二の見解が誤りであることは先の例(5)(6)からも明らかであろう．そしてSTGGの立場ではむしろこれと基本的に異なれる見解，つまり「自然言語の文から量化論理式の代入選例への翻訳は文の意味（meaning）の表示によって媒介されねばならず，従って間接的であらねばならぬ」とする見解の方を積極的に受け容れるのである[9]．このような見解は「意味もしくは内包が外延を規定するのだ」とする伝統的な内包主義的見解（intensionalist view）と変わるところがないと思われるかもしれない．事実，言わんとするところは伝統的なそれと同じなのである．ただSTGGのそれでは，「文の意味は，文法の意味部門において，その文にあてがわれたreadingsによって形式的に厳密に明示され得る」という点に伝統的なそれとの重大な相違がある[10]．

通常，我々が特定自然言語の文を記号論理式で表現しようとする時，決してその文の外形（字づら）だけ見て機械的にやっているのではなく，その言語について我々がimplicitに有している構文論的・意味論的知識を前提にしてこそできあがったその文の意味解釈に頼りながらやっているのである[11]．また逆に，特定の論理式の代入選例を自然言語の中に取ろうとする時，その言語の構文論的・意味論的制約を無視して全くランダムに選例を取るわけにはいかないのである．要するに，自然言語の文と量化論理式の代入選例とは，自然言語の構文論的・意味論的構造というものを介在させることなしに直接翻訳し合うことはできないのである．このような観点からして，Quineによる第I種分析的言明の規定，即ち「(形式)論理的真なる命題（の代入選例）であるが故に分析的」はその外見上のもっともらしさに反してきわめて不合理な規定であることが明らかである．例えば，

(7)　Red flowers are red.

は

(8)　$(x)\,(Rx\ \&\ Fx \supset Rx)$

という論理的真なる命題の代入選例であるが故に分析的だ，と説明する仕

方では,

(9) Round squares are round.

も,

(10) Honest triangles are honest.

も，そして更には

(11) Glad whereas are glad.

の如き，英語の文法が明らかに許さないような文までも，全く同様に（しかも互いに等価的に)「分析的」とマーク付けられてしまうであろう．外延主義的見解に立つ限り，(9) (10) (11) を (7) から区別してチェックする手段は原理的に存在しないのであり，まして (9) (10) (11) 間の意味論上の性質の相違については全く言及できないのである．更に，そのような仕方では,

(12) Any person who is female and not female is generous.

を

(13) $(x)\ (Px\&\sim Px\supset Qx)$

の代入選例であるが故に「分析的」とマークし，それに対して

(14) Some persons who are female and not female are generous.

を

(15) $(\exists x)\ (Px\&\sim Px\&Qx)$

の代入選例であるが故に「矛盾的」とマーク付けてしまうであろう[12]．これらのマーク付けが如何に我々の意味論的直観を無視したものであるかは言うまでもなかろう[13]．

Katz 流のアプローチが Quine のそれと違っているもうひとつの重要な点は定義に関してである．“Two Dogmas” では，① 難解な言葉を平易な言葉で言い換える lexical definition, ② 被定義項の意味の諸相を保持しているがその意味を改良したり補遺したりする explication, ③ 論理学や数学の体系に登場するようなもので，新しい表記を規約的に導入する

notational definition の三つのタイプの定義が論ぜられた.[14] そして Quine は，③の極端な場合（純然たる略記）を除いて，すべての定義は被定義項と定義項との間に予め，同義の関係が仮定されている，と主張し，〔かくして〕「定義の概念を持ち出してみても，同義性や分析性を解く鍵とはならない」[15]と結論づけたのであった．この限りでの Quine の議論は全く正当であると思われる．定義③は分析性の問題と直接関係ない故，さて置くとしても，定義①②が各々固有の難点を有していることは明らかである．定義①のやり方，つまりある語を同じ自然言語におけるそれと同義的な表現と対にするというやり方では元の語の意味を与えることには少しもならないことは言うまでもない．更に，定義項自身が再び曖昧となる可能性が大いに在るであろう．定義②については，解明項 (explicatum) が被解明項(explicandum)の意味を本当に改良しているかどうかを決定する手順を原理的に欠いている，という難点が在るであろう．ところで STGG に基づく同義性の定義，例えば KDS は上の定義①②③のいずれにも属さないものであるという点の認識は重要である．それは一般言語理論から構成されたものを基盤にして定義した‘theoritical definition’を用いるものであった．自然言語のある語は STGG においては〈辞書〉によって定義されているが，その各辞書項目は言語理論上の仮構物である〈reading〉という形式をとってその意義を表示しているのである．そしてこの reading は特定言語の語形や形態素から成るのではなく，特定言語から独立のこれまた抽象的な理論上の仮構物〈semantic marker〉から成立しているのである．STGG ではこのような theoritical definition を用いているが故に，「同義性」を定義する場合も，定義①②の難点を避けているのである.[16]

また Quine は，「salva veritate での交換可能性」によって同義性が説明され得るかどうかを問題にし,[17] 次のように結論づけた．つまり，外延的言語における交換可能性は同義的であることの十分な条件とならないのに対して内包的言語における交換可能性は同義的であることの十分な条件と

なる．しかるに内包的言語を理解するためには予め「分析性」の概念を理解していなければならぬ．従って分析性をそこから導くために，同義性を説明しようとする試みは（一種の）循環論である[18]，と．

Quine のここでの議論自体は少しも誤りではない．しかし STGG では上述の theoritical definition を用いるが故に，Quine によって指摘されているような循環論を完全に避けているのである．STGG における「分析性」の定義，例えば KDA の中に「同義性」という術語は何ら登場していなかった点に注意すべきである．KDA で示されているように，「分析性」という意味論的概念は，文及びその要素に対する readings のもつ一定の形式的特徴によって規定されているのである．より正確に言えば，意味論的に解釈された基底 P-marker における記号の配列の形式的条件によって規定されているのである．つまり STGG においては「分析性」，「同義性」という二つの意味論的概念はそれらの定義項の中で相互に術語として規定し合っているわけでは決してないのである．（従って循環論は生じない．）そして興味深いことに，それでいて，この二つの異なれる意味論的概念に対する定義つまり KDA と KDS とは，両概念の相違面と同時に密接な関連面をも同一意味理論のフレームワークで規定することができるのである．このことは単に「分析性」と「同義性」との対に止まらず，他の意味論的諸概念，例えば「含意」「意味論的変則性」「多義性」「有意味性」との間についても言えることなのである．STGG においてこれらのことが可能であるのも，これら諸概念を定義するに際してつねに theoritical definition が採用されているからに外ならない．要するに“Two Dogmas”における Quine が定義や同義性について論じる際，theoritical definition の存在を看過し，語や表現の意味を定義する問題をあくまで行動主義的方向にしか求めることができなかった皮相な言語観[19]が，彼をしてあのような懐疑論へ走らせてしまった，と言わざるを得ない．

註（1）Quine, "Two Dogmas" *op. cit.*, p. 22 参照.

（2）*Ibid.*, pp. 22–23 参照.

（3）事実, Quine のこの論文をめぐるその後の解釈は, Carnap の如く Quine の議論に反対する立場にせよ, Goodman, White の如く支持する立場にせよ, この点に関する限り, 一致していたように思われる. つまり第Ⅰ種の(分析)命題については, それが論理的真の（自然言語に対する）代入選例であるが故にその分析性は疑いようもなかったのであろう. Carnap, "Meaning Postulate" *op. cit.*, 冒頭部参照.

（4）Katz, "Some Remarks on Quine on Analyticity" *op. cit.* p. 36ff.

（5）もちろん 'MR,' 'M' は各々 'married', 'man' を指示する述語とする. ただしこの論理式は Katz が提示しているものではない.

（6）この例は Katz, が提示しているものである.

（7）'H' 'C' は各々 'heathens', 'converted to Christianity' を指示する述語とする.

（8）カント　桑木厳翼, 天野貞祐訳『プロレゴーメナ』岩波書店 p. 27.

（9）Katz, "Some Remarks" *op. cit.*, pp. 36ff. 参照. Katz は, 内包主義的見解の方を強く支持する根拠として次の3つを挙げている. 第1に, 表現や文というものはしばしば意味論的に多義的である. 従って翻訳は, 自然言語の文に対する readings（ある文が n 通りに多義的であれば n 個の readings）からその文の外延を表示している論理式の代入選例へ移されねばならぬ. 第2に, 文法的には正しくても意味論的に変則な（即ち無意味な）文が, 従って元来翻訳を受けるべきでない文が存在する. 外延主義的見解ではこのチェックができない. 第3に, 文の外形に現われている語もしくは形態素各々に応じて区別された述語を, 量化論理式代入選例が導入するにすぎないとしたら, その翻訳が不適切であることは明らかである.

(10) *Ibid.*, p. 38 参照.

(11) この implicit な知識を explicit に記述することが, まさに STGG の仕事である. なおこの点に関しては, 拙稿「文法, 意味, 論理の接点」*op. cit.*, p. 133ff において日本語を例にして詳しく論じたので参照されたい.

(12) 例文 (12), (13) は Katz (1966) *op. cit.* による.

(13) STGG なら (12) も (13) も「決定不能文」とマークされるであろう.

(14) Quine, "Two Dogmas" *op. cit.*, pp. 24–27.

(15) *Ibid.*, p. 25.

(16) *Ibid.*, p. 26ff, 及び, Katz, "Comments....." (1968) *op. cit.*, pp. 32f. 参照.

(17) Quine, *op. cit.*, pp. 27–31.

(18) *Ibid.*, p. 32.

(19) 生成文法論の立場から Quine の言語観に対する批判は, Katz (1966) *op cit.*, p. 58f., pp. 267–268; Chomsky, "Quine's Empirical Assumptions" *Synthese* 19 (1969) pp. 53–68 等を参照.

4.

さて次に,「『分析——綜合』の区別は元来はっきりしないのだ, その区別は程度の問題で二つのものを両極端とする連続的な移行が在り, その区別を種類の違いとして二元的に捉える在来の考え方は誤りである」とするいわゆる連続主義 (gradualism) の見解を STGG の立場と比較しながら吟味, 批判してみよう. Quine 自身がかかる連続主義の見解を積極的に支持していたかどうかは必ずしもはっきりしない[(1)]. が, この種の思想が少くとも Quine の解釈者(エピゴーネン)達あるいは Quine の思想に少なからず影響を受けた多くの分析哲学者達によって支持されていることは事実である. ここではその代表者として Goodman と White に登場してもらおう.

Goodman は "On Likeness of Meaning[(2)]" という論文で分析性の問題を解く鍵である「同義性」の問題を論じている. Quine と同様彼もいわゆる分析命題を同語反復命題〔Quine の第 I 種分析的言明に相当〕と非同語反復命題〔Quine の第 II 種分析的言明に相当〕に分け, やはり後者の命題についてのみ問題にする. 彼は「同義性」の概念をあくまで表現の外延の同一性として理解している. ただし彼は, 述語表現自身の外延 (これを「第一次外延」と呼ぶ) と述語表現に新たな語をつけ加えてつくられた複合語の外延 (これを「第二次外延」と呼ぶ) とを区別し,「二つの表現が同義的であるのはそれらが同じ第一次・第二次外延を持つ時そしてその時に限る[(3)]」という有名な定式化を行なった. そこから彼は, 如何なる二つの述

語表現も同義的でない事[4]，更には，如何なる二つの述語表現も互いに意味包含関係になり得ない事[5]等の主張を導き，「如何なる非同語反復命題も分析的にはならない．我々が言い得る所のことは，それが多かれ少かれ，分析的に近いということでしかない[6]」（傍点引用者）と結論付けたのである．

このようなGoodmanの見解は，分析命題を二種に分け，片方のみを問題にしている点，「分析性」の問題を「同義性」の問題に還元して論じている点，等Quineの立場と共通しており，従って前節で述べたSTGGからのQuine批判がそのままGoodmanにもあてはまることは言うまでもない．むしろGoodmanの方がQuiueよりも一層徹底した外延主義者であるだけに，前節で述べた外延主義的見解に対する批判は一層よくあてはまるであろう．「如何なる二つの表現も同義的でない」とする彼の根本テーゼがもし正しいとすると，例えば ① bachelor, ② unmarried man, ③ spinster, ④ book という四つの表現は（互いに語形が異なれるが故に）互いに同義的でないということになろう．そしてここで注意すべきは，①と②が同義的でないのは①と③，更には①と④が同義的でないのと全く等価の理由になってしまう，という点である．Goodman 流の分析が我々人間言語の意味論について教えてくれることは，ただそれだけなのである．①と②，①と③の意味論的結びつきが①と④の結びつきと何となく異なった特殊な結びつきであるとか，①と②，①と③の結びつきはこれまた特異なものである，等とかいった我々の normal な意味論的直観を Goodman 流の方法では説明すべくもないのである．次に，Goodman の結論の言葉に我々の注意を向けよう．彼によれば，「如何なる非同語反復命題も分析的とならない[7]」のであったから，

(16) Unmarried men are unmarried men.

(17) Bachelors are unmarried men.

(18) Bachelors are unmarried.

(19) Bachelors are men.

(20) Bachelors are over a foot tall.

の如き例で言うと，(16) 以外の文はすべて——しかも互いに対等の理由で——非分析的言明ということになってしまう．この事自体が我々の直観に照らして奇妙であることは，上述の「同義性」の場合と同様である．しかしより重大な問題は Goodman がその後すぐつづけて「我々が言い得ることは，それ〔非同語反復命題〕が多かれ少かれ，分析的に近い，という事でしかない[8]」（傍点引用者）と述べていた点に在る．一体 Goodman は，何を規準にして分析的に「より近い」とか「より遠い」と言い得るのであろうか．例えば「(18) は (20) よりも分析的に近いが，(17) よりも遠い」といったことを Goodman は果して説明し得るであろうか．明らかに否である．何故なら，彼はそのような程度を測る尺度（規準）をどこにも提示していないのであるから．というよりもむしろ，そのような尺度の存在自体を Goodman の主張は（事実的ではなく）原理的に否定していた筈である．つまり彼の主張に rigid に従う限り，(17)～(20) について「これらはいずれも分析的言明ではない」という事以上言及できなかった筈である．例えば，「(17) は (20) よりも分析的に近いのだ」とか「いやその逆だ」とかいった論争自体が彼にとってはナンセンスであった筈である．従って Goodman は，非同語反復文について「多かれ少かれ，分析的に近い」ということすら言い得なかった筈である．〔Goodman の如く「同義性」をあくまで外延主義の立場から規定する限り，それが当然である．〕それにもかかわらず彼が loose にも「程度の問題」を持ち出したのは何故であろうか．私の推測では，「より分析的に近い」（傍点引用者）と彼が言う時の「分析的」という言葉は，「如何なる非同語反復命題も分析的とならない」（傍点引用者）と言った時の「分析性」とずれた意味で使われているのだ，ということに恐らく彼自身気づかなかったからであろう．後者の「分析性」は Goodman によって外延主義的に規定された言葉であるのに対して，前者の「分析性」はむしろ普通の内包主義の解釈の下での言葉であろう．彼

が外延主義的に規定された「分析性」に止まることができず，無意識のうちに，内包主義的な「分析性」に足を踏み入れざるを得なかった，というまさにその点に，外延主義的意味論の持つ限界が需呈されている，とも言えよう．

White の見解[9]も結論的には Goodman のそれと同様である．彼も「分析性」のいかなる規準も見い出し得ない[10]，と言っておきながら，それでいて「目盛り (scale) の高い方が分析的，低い方が綜合的と解すべき[11]」と述びている．しかし，そもそも「分析性」という概念の規準が（事実的ではなく）原理的に与えられない時，そのような目盛りの存在自体が無意味であった筈である．従って Goodman に対してなした批判が White にもそのままあてはまることは言うまでもない．

ところで，Goodman や White，更には多くの分析哲学者達をしてこの種の連続主義，反二元論に共鳴させる背後には，「そもそも，内包と外延，あるいは meaning と reference，あるいは dictionary（言語的情報）と encyclopedia（事実的情報），つまり‘コトバ’と‘モノ’との間に区別を引くことができる，とする二元論的信念それ自体が，形而上学的独断である」という懐疑論的思想が意外に強く根を張っているように思われる[12]．STGG の立場ではもちろんこのような懐疑論をそのまま受け容れることはできない．語の meaning と reference とを区別することの必要性については Frege 以来，多くの人々によって指摘されてきたことは周知の通りである．そして“Two Dogmas”における Quine 自身この区別の必要を強調しさえしているのである[13]．（従ってこの点に関する限り Quine の論旨は一貫性を欠いている．）両者の区別をしなかったならば，どんなに不合理な結果を招くか，という点についてここで立ち入る余裕はないが，結論的に言えば，両者の区別を原理的に否認することは，日常的レベルにおけるあらゆる論争を *façon de parler* に帰着させてしまうであろうし，経験科学における実験すること自体の意味を無に帰してしまうであろう．

(何故なら，明らかに偶然的な大部分の言明が原理的に，経験によっては反証され得ないことになるであろうし，天才的な科学者によって発見されるような新しい経験命題も，語の使用の仕方が従来と違う，と非難されるにすぎないであろうから.) このような不合理な結果にもかかわらず多くの反二元論者，連続主義者達が敢えてこの区別を拒否したのは，恐らく彼らが，実際にこの区別をつけることが大層困難だ，と感じたからであろう．しかしながら注意すべきは，区別をつけることが事実的に困難だ，ということと，区別することが原理的に不可能だ，ということとは何の関係もないし，ましてや区別すること自体の理論的有益性を否認することまでに結びつかない筈である．彼らの議論は一般にこれらの点を混同しているように思われる．

さて，STGG では dictionary〔純粋に意味論的考察の対象となる言語的情報〕と encyclopedia〔意味論的に関与せぬ referential な特徴に関する事実的情報〕とを峻別すべきことを強調するが[14]，その峻別の規準に関する問題は次のように考えられている．Katz によればある情報が，意味論的なものに属するか，それとも事実的なものに属するか，という問はその情報を表示する要素 'C' を semantic marker (もしくは distinguisher) として含んでいない lexical reading R_1 が意味理論における〈辞書〉の中に記載されるべきか，それともそのような 'C' を semantic marker (もしくは distinguisher) として含んでいるがその他の点では R_1 と全く同じ lexical reading R_2 が記載されるべきか，という問となるであろう[15]．そしてこの問は理論の有意義な一般化 (significant generalization) という観点から，非本来的な情報を除去するための種々の考察を通して答えられるのである．つまり 'C' を R_1 につけ加える事の方が，自然言語の意味論的諸現象——即ち分析性のみならず意味論的変則性，有意味性，多義性，同義性，前提，合意，等の如き意味論的諸性質や関係——を R_1 以上に予測したり説明したりするのに役立たないならば，理論の simplicity

という観点からも R_1 の方を選択するであろう．その結果，要素‘C’は意味論的情報ではなくて事実的情報を表わしているのだ，ということが判定できるのである．もちろんこれは仮説である．ただしこの仮説は必ずしも意味理論の第一次的資料（即ち話し手が特定の文についてなす直観的判断）にだけ頼って検証される必要はないのである．話し手の直観によってclear-cut な判断がなされない場合には間接証拠が十分使えるのであり，これができるということがまさに‘理論化’することの価値であろう．既述の如く STGG の意義は，異なれる意味論的諸性質や関係を意味論的に解釈された基底 P-marker のもつ形式的特徴を通して内的に深く関連づけている点に在った．そこで，この点を利用して，ある文が特定の意味論的性質を有しているかどうかはっきりしない場合，その文と意味論的構造上つながりをもっている他の文についてその意味論的性質や関係を考慮することによって，予測に対する関接的証拠を得ることができるのである．ここでそのような具体例を挙げて論ずる余裕はない[16]が，要するに，意味理論という全体的なフレームワークを離れて，ある特定の文について分析的か否かだけを取り出して論じ，決着をつけようとする試みは無意味に近い，ということである．ある文を分析的とするかどうかは，基本的にはその言語の，更には自然言語全体の意味論的構造を記述する際の generalization の問題なのである．従って論点は，ある情報がコトバ（言語）の側に属するか，モノ（事実）の側に属するかではなくて，そのような情報を表示する要素を sematic marker（もしくは distinguisher）として〈辞書〉の中に含めることを仮定した意味理論と，含めないことを仮定した意味理論と，どちらがより合理的にそして有効に，その言語の意味構造の regularity を説明し，その話し手の直観をも満足させるか，という点に存するのである．もちろん「ある語に対する lexical reading の中に一体如何なる semantic marker（もしくは distinguisher）を含ませるべきか」に答える“discovery procedure”はもとより存在しない．また，「ある一定の

semantic marker (もしくは distinguisher) を含んでいる lexical reading が最良のものであるかどうか」に答える“decision procedure”も存在しないであろう. STGG に課せられているのは決してこのような強い手順ではなく,「ある語に対して,二つの異なれる lexical reading が仮説として提起されている場合,どちらかがより良い lexical reading であるか」に答える“evaluation procedure”でしかない. これ以上強い手順を要求することは,経験的制約を無視する不当な要求と言わざるを得ない.

要するに, STGG の立場からすれば,任意の文が分析的であるかどうかは,決して決断の問題でもなければ *façon de parler* でもなく,純粋に事実(自然言語に内在せる意味論的事実)の問題なのであり,従ってそれは元来経験的にチェックし得る性質の問題なのだ,ということを強調しておこう.

註 (1) 例えば,永井成男『分析哲学』*op. cit.*, pp. 72ff. では Quine を連続主義者とみなしている.

(2) N. Goodman, “On likeness of Meaning” *Analysis* X (1949–50) pp. 1–7, reprinted in *Semantics and the Philosophy of Language* ed. L. Linsky (The University of Ilinois Press, 1952) pp. 67–76.

(3) *Ibid.*, p. 71.

(4) *Ibid.*, pp. 70f. 参照.

(5) *Ibid.*, p. 74 参照.

(6) *Loc. cit.*

(7) *Loc. cit.*

(8) *Loc. cit.*

(9) M. G. White, “The Analytic and the Synthetic: An Untenable Dualism” John Dewey: *Philosopher of Science and Freedom*, New York 1950: reprinted in *Semantics and the Philosophy of Language* ed. Linsky (1952) pp. 272–286. に彼の考え方が典型的に示されている.

(10) *Ibid.*, p. 279, p. 281 参照.

(11) *Ibid.*, p. 284.

(12) 例えば,坂本百大「言語,論理,計算機」『岩波講座 哲学』X〈論理〉

p. 194–184., N. L. Wilson, "Linguistic Butter and Philosophical Parsnips" *The Journal of Philosophy* LXIV No. 2. (Feb. 2. 1967) p. 63ff. 等を参照.

(13) Quine, *op. cit.*, p. 21.

(14) ただし, meaning がそのままここで言う dictionary に, reference がそのまま encyclopedia に各々対応するものと単純に考えるべきではない. STGG は theory of meaning であるけれども, だからといって reference のいくつかの面を扱ってはならぬとするアプリオリな理由はどこにも存在しない. 語のある要素が意味論的に関与せる限り, それがたとえ referential なものであろうとも, 純粋に意味論的考察の対象となるのである. 〔STGG ではそのような要素を〈semantic marker〉から区別された意味理論上の仮構物〈distinguisher〉によって表示しようとしている.〕従って重要なことは, 純粋に意味論的考察の対象になるものと, 意味論的に関与せぬ referential な要素とを区別することである. ここで比喩的に使っている dictionary と encyclopedia の二分は, まさにこの意味での区別に対応するものと考えるべきである. これらについてより詳しくは, Katz, "Recent Issues in Semantic Theory" (1967) *op. cit.*, pp. 174ff. を参照.

(15) Katz, *ibid.*, p. 176, Katz, "Comments and Criticism" (1968) p. 42.

(16) Katz, "Some Remarks on Quine on Analyticity" (1967) *op. cit.*, pp. 50f. では具体的な例として "Whales are fish" をとりあげ, この文が分析的か否かを規定する過程が明解に論ぜられている.

5.

以上,「分析性」に対応する Katz による扱いの特徴を, この問題をめぐる従来の扱いと比較することを通して, どちらかというと肯定的に評価しながら論じてきた. Katz の功績を一口で言えば, 形式的に厳密であると同時に経験的チェックがいつでもなされ得るような形で記述された一般意味論の枠組みの中にその定義を位置づけることに成功した, ということになろう.

しかしながら, Katz 流の扱いにも幾多の問題が未解決のまま残されて

いる，という点に我々は注意せねばならぬ．Katz によって示された意味論的諸概念に対する規定，例えば KDA ひとつとってみてもそれは決して完璧なものとは言い難い．むしろ多くの難点，不充分点を内に含んでいる．当初の予定ではこれらの点について詳述するつもりであったが，与えられた紙数もすでに越えたことであるから，ここではそれら問題点のうちのいくつかを簡単に指摘するに止めよう．

i) 既述の如く，KDA は「分析性」に対する Kant 的説明を再構成せんとしたものであった．そして，Kant の説明で使用され，後にしばしば批判の対象となった「判断」「概念」「含まれる」「つけ加える」「主語概念においてすでに思惟されている」「概念を通して考える」の如きすこぶる曖昧な比喩的表現は，たしかに KDA においてすっかり排除され，その代わりに 'sematic marker' 'reading'「～の主語」「～の述語」「意味論的に解釈された基底 P-marker」の如き理論上の仮構物（及び集合論からの術語）だけを用いて形式的機械的方法で厳密に規定されるようになったのである．しかしながらそれがあくまで Kant の再構成である限り，Kant 的説明に対してなされてきた別の面からの批判は，やはり KDA にもあてはまらないであろうか．例えば，KDA は Kant と同じく「主語――述語」という言語形式に強く関連づけられている．そのため，分析性は主語と述語という名辞間の包含関係にのみ限定されていて命題間の関係，とりわけ関係名辞を含む「AがBより大きくてBがCより大きいならばAはCより大きい」の如き判断の必然性は分析性から除かれることになってしまわないであろうか．「大きい」という語に対する lexical reading を〈辞書〉の中で適当につけてやりさえすれば，この種のタイプの文に対しても「主語――述語」パターンが保持され得るかどうかは残された問題である[(1)]．

ii) 上のこととも関連するが，基底 P-marker において「主語――述語」という文法的機能の存在を認めるという事，つまり構文部門の基底部において S→NP+VP という書きかえ規則を認めるという事それ自体は

生成文法理論にとって別に inherent なことではない.[2] 従って生成文法理論の枠内でもこれとは異なれる規則を認めることになる可能性は十分在る. そのような場合,「主語——述語」に強く依存している KDA は根底から崩れるのではないか, という疑問がわくであろう. もっともそのような場合でも, 深層から表層へ移行するどこかの中間段階（しかもかなり深い段階）で, 現在の基底 P-marker における「主語——述語」に相当する関係が顕れるであろうことは十分想像できる. そして元来「分析的」とか「綜合的」とかいう意味論的性質は, 実はその段階の P-marker について初めて言及し得るきわめて独特なものである, という風に記述することによって本質的には KDA を保持することができるかもしれぬ. しかしこの方法は「いかなる変形も意味を変えない」という Katz and Postal (1964) 以来のテーゼに反することになり,「表面構造の意味解釈への寄与」という最近の議論[3]とも関連づけて慎重に検討される必要があろう.

iii) KDA では, 変項 'S' を一応平叙（コプラ）文に限定していたけれども, tense や modal についての限定は別になかった. しかし

(21) That married woman *was* a spinster.

が矛盾的でないという（直観的）事実や

(22) That bachelor *will* be unmarried.

が分析的でないという（直観的）事実を KDA では説明できない. 更に, modal が入った文は 'certainly' 'likely' の如き文副詞とも結びつくことによって話し手の attitude を表わすが故に, 意味論で如何に扱うかは大変難しい. ひょっとすると「分析性」とか「綜合性」とかいった意味論的性質は, これら tense や modal をすっかり外した, 要素間の中核的関係だけを表わす抽象的な構文論上の単位——これを 'sentence' から区別して 'nucleus' と仮に呼ぼう——についてのみ言及し得るそれ自身きわめて抽象的な性質なのかもしれぬ. もし私のこの推察が正しいとすれば, 現実に発話された具体的な文について純粋な意味で「分析的」「綜合的」と

マーク付けることはあまり適切でない，ということになろう．いずれにせよ，他の意味論的諸概念とはかなり異なった性格を有する「分析性」というこの術語の適用可能な domain について Katz の規定はすこぶる不明確であると言わざるを得ない．もっとも従来の哲学的扱いにおいて「分析性 の domain」と言われた様々な術語 'sentence' 'statement' 'judgement' 'utterance' 自体きわめて曖昧なものでしかなかったのだ，という点にも十分注意しよう．

iv) Katz は KDA とは別に非コプラ文の分析性の定義をも与えているが，それは本質的に

(23) The owner of the team owns the team.

(24) The man who loaned the book to someone loaned someone something.

の如く，その基底 P-marker が補文 (constituent sentence) を少くともひとつ含むような文 (いわゆる複文) に限定されていた[(4)]．しかしこれでは，

(25) John hit the ball.

の如き，非コプラ文ではあるが，その基底 P-marker に補文をひとつも含まないような文 (いわゆる単文) についての規定〔(25) の場合は「綜合的」という規定〕ができないことになる．更に興味深いことに私が観察した限りでは，非コプラ単文でしかも分析的 (もしくは矛盾的) となる文はきわめて数が少ないのである．しかもそのような文は，

(26) Squares have corners.

で典型的に表わされているように多くの場合 'have' 'contain' 'belong' の如き何らかの意味で「包含関係」を表わす独特な動詞を持つ文に限られているのである．コプラ 'be' と非コプラ 'have' との間の構文論的・意味論的親近性という最近の生成文法意味理論における議論[(5)]をも考慮しながら，上述の事実がどのように統一的に説明され得るか，更には Katz の定義がどのように修正されるべきかは残された興味深い問題である．

v) KDA では，deictic category を含む次のような文

(27) I'm here.

を「分析的」とマークし得るであろうか．恐らく否であろう．この種の文を「分析的ではないが言語的に真（言語の意味だけによって真）」とマーク付けることも十分考えられるが，その場合は「綜合文」になるのであろうか，それとも「分析文でも綜合文でもない」ということになるのであろうか．綜合文に対する現行の Katz の定義[6]からすれば当然前者になってしまうが，これでは Kant が「綜合判断」に帰した「拡張的」という性格――この性格付け自体きわめて曖昧でありこれを「綜合判断」の定義に使うことは危険であるが――を全く無視してしまうことになろう．私としてはむしろ後者の方を採るべきだと考えるが，ここでも再び「分析的」「綜合的」という術語の適用 domain が問題になろう．また，上述の「言語的真」という性質を STGG 内で，KDA とも関連づけながら如何に一般的に規定するかは未解決である．

vi) Katz は，

(28) A female king is generous.

の如く，主語自身が矛盾表現になっている文を「真偽決定不能文」とマーク付け「分析文」「矛盾文」「綜合文」「意味論的変則文」等から峻別すべきことを主張した[7]．しかし Katz のそのような規定では

(29) A female king does not exist.

の如き文まで「真偽決定不能文」となってしまうが，果してこれでよいであろうか．むしろ我々の言語的直観は (29) を明らかに「真」と判定するのではなかろうか．もちろんこれは，'exist' という動詞のもつきわめて特殊な意味論的性格に起因するものであることは言うまでもない．Katz 流の扱いでは，この種の存在命題に対する考慮が全くなされていない．

vii) 文 (27) と少し似ているが，J. L. Austin の主張した

(30) This is white.

の如き，「ostensive definition と関わってくる必然性」も KDA ではもちろんチェックできない．ただし STGG では〈distinguisher〉を設置するおかげで

(31) Red is green.

の如き文を「矛盾的」とマークし得る点に注意しよう．いわゆる「色彩語の論理」をめぐる Brentano や Husserl の解釈を STGG における扱いと比較する問題も興味深い．

viii) 「分析性」の問題と密接に関連し，しばしば一緒に議論されることの多かった「含意」についても Katz は STGG の枠組みでその定義を示したが[8]，そこには「条件文の分析性」「メタ言語的真」の規定，「前提」との区別，「限定詞」「接続詞」の考慮等にからんで未解決の問題が山積している．

これらの問題点については他日機会を得て詳しく論ずることとして，ひとまずこの簡単な概観を終えることとする．

註 (1) ただし注意すべき大切なことは，だからといって（関係を扱い得ると称せられている現代の）形式論理学をここで持ち出してみても何ら役立たない，という点である．このことは，「大きい」という形容詞が移行的だという記述自身日本語の意味論的構造に依拠しているという事実を考慮すれば明らかであろう．現代形式論理学は移行的な関係名辞がくれば移行的に推論できる，と言わば繰り事を述べているにすぎず，特定語が移行的か否かには何ら関らない筈だ．

(2) この点に関して詳しくは，拙稿「文法，意味，論理の接点」*op. cit.*, pp. 120ff. 参照．

(3) 本稿第1節註 (3) p. 51 参照．

(4) Katz, "Analyticity and Contradiction....." (1964) *op. cit.*, pp. 539–541; Katz, *The Philosophy of Language* (1966) *op. cit.*, pp. 209ff. 参照．

(5) 例えば E. Bach, "*Have* and *be* in English Syntax" *Language* XLIII, No. 2 (1967) pp. 462–485.

(6) Katz (1966) *op. cit.*, pp. 198–199 (D11) (D12) 参照.
(7) *Ibid.*, p. 211.
(8) *Ibid.*, p. 205ff.

附　記

〔本稿は筆者の修士論文「自然言語における文の分析性について」(1969年1月提出) の第Ⅲ章，第Ⅳ章の内容の一部を修正，再考したものである.〕

An Interpretation of Analyticity of Sentences on the Basis of the Semantic Theory of Generative Grammar

Yūji Nishiyama

Résumé

It is well known that modern philosophical controversies on analyticity originate in Kant's argumentation. For Kant, "analytic" was meant "true by virtue of vacuous predication." However, many philosophers since Kant have misleadingly identifyed this term with "(formal) logical truth," "*a priori*," "necessary truth," "linguistic truth," or "truth by virtue of meaning alone" and so forth. I have a feeling that such an identification has blurred the real issue on analyticity.

Quite recently, J. J. Katz, J. A. Fodor and P. M. Postal have developed a semantic theory of natural language within the framework of N. Chomsky's generative grammar. Especially, Katz defined the term "analytic sentence" as one of the semantic properties and and relations within the framework of that semantic theory.

In this paper, I discuss, first, in what respects Katz's definition is significant in comparison with such techniques as R. Carnap and other logical positivists have proposed. Second, I examine whether or not Katz's definition can be expected to surmount Quine's skep-

ticism that the analytic-synthetic dichotomy is no more than dogma. Third, I discuss to what extent Katz's definition can refute the arguments of the so-called "gradualism" which has been supported by N. Goodman, M. White and many other analytic philosophers of today.

I make it clear in this paper that Katz is successful in his definition of analyticity to a considerable extent, though he has some difficulties in it.